

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第128号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年1月7日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「竹原支局は、平成15年12月10日付け再弁明書の記述において、国有地管理者である許可権者には、申請を不許可処分とする権利があるとされている。しかし、一方では、国有地の適切な管理（砂防設備の占用許可）を行っておらず、自らの義務は果たしていない現実がある。これらの権利と義務の相関関係を、日本国政府が容認していると認められる文書の全てを開示請求の対象とします。」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は本件請求に対し、本件請求に係る行政文書の不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年1月21日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月26日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成16年1月21日付け東広建竹第317号による行政文書不存在通知は、国有地管理者である許可権者には、申請を不許可処分とする権利があると再弁明書に記述されていることの一方で、国有地の適切な管理（砂防設備の占用許可）を行っておらず、自らの義務は果たしていない現実を、東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「竹原支局」という。）だけでの判断によって義務を放置しているとは考えられないことから、日本国政府が当該事実を容認していると認められる文書は当然に存在すると思われる。

- (2) 国有地の適切な管理（砂防設備の占用許可）における不法占用者の放置は、重大な職務怠慢行為であることから、日本国政府の承認を得ずに、竹原支局が一存で処理できるものではなく、開示請求した文書は必ずあるはずであり、当該文書を故意に隠匿している疑義がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

1 開示請求書で言及されている再弁明書に係る経緯

- (1) 平成15年4月22日付けで異議申立人の関係者が、東広島地域事務所長（以下「所長」という。）に対し、砂防指定地内河川（以下「砂防河川」という。）「郷川」へ橋りょうの設置を行うため、砂防指定地内制限行為及び砂防設備占用許可申請を行った。
- (2) 砂防河川において工作物の設置をしようとする者は、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「管理条例」という。）第3条及び第4条の許可が必要である。管理条例第3条では、砂防指定地内において砂防設備以外の施設又は工作物の設置をしようとする者は知事の許可が必要とされており、これが砂防指定地内制限行為許可である。また、管理条例第4条では、砂防設備を占用しようとする者は、知事の許可が必要とされており、これが砂防設備占用許可である。
- (3) 上記(1)の申請に対し、所長は、橋りょう設置の必要不可欠性（社会経済上必要やむを得ないものかどうか。）の有無を審査した上で、当該申請については、橋りょうを設置しなくても、利用可能な進入路があることから、必要不可欠性が認められないと判断し、平成15年7月7日付け東広建竹第19号で不許可処分を行った。
- (4) 上記(3)の不許可処分を不服として、異議申立人を代理人として同人の関係者から広島県知事に対して平成15年7月15日付けで、行政不服審査法に基づく審査請求があり、審査庁である広島県知事から処分庁である所長に対し弁明書の提出を求められ、所長はこれに対し弁明書を提出した。その後、異議申立人から反論書が提出されたのを受け、審査庁から再弁明書の提出要求があったため、平成15年12月10日付け東広建竹第236号の再弁明書を提出した。

2 本件処分について

- (1) 本県では、砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項及び第5条の規定に基づき、砂防指定地における行為について必要な規制をすることによって、砂防指定地及び砂防設備の適正な管理を図ることを目的として、管理条例を定めている。また、砂防設備は、砂防指定地内の土地をその管理者が取得して整備するものであり、その敷地及び施設は国有財産として管理されている。そして、これらの事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項に規定する法定受託事務とされている。
- (2) このように、砂防指定地及び砂防設備の管理は、砂防法の規定に基づき知事が行っているものであり、国有地である砂防設備の管理（砂防設備の占用許可）について、日本国政府からその承認を得るという制度が存在しないことは明らかである。

(3) したがって、異議申立人が開示を求めている「権利と義務の相関関係を日本国政府が容認していると認められる文書」は作成又は取得していない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、「国有地の適切な管理（砂防設備の占用許可）」に関する「権利と義務の相関関係を、日本国政府が容認していると認められる文書」の開示を求めたものであり、実施機関はこれを作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

本件請求において異議申立人は、「国有地管理者である許可権者」が、砂防設備の占用許可の「申請を不許可処分とする」ことを「権利」とし、「国有地の適切な管理（砂防設備の占用許可）」を行うことを「義務」とし、「これらの権利と義務の相関関係を、日本国政府が容認していると認められる文書」の開示を請求している。

砂防設備の占用許可の申請を不許可にすることと、国有地の適切な管理を行うことが権利・義務の関係にあるのかどうか、また、それらの「相関関係」が何を意味するのかについては、必ずしも明らかではないが、異議申立人は、開示請求書に、実施機関は「自らの義務は果たしていない現実がある」と記載した上で、このことを「日本国政府が容認していると認められる文書」と記載していること及び異議申立書において「国有地の適切な管理（砂防設備の占用許可）における不法占用者の放置は、重大な職務怠慢行為であることから、日本国政府の承認を得ずに、竹原支局が一存で処理できるものではなく、開示請求した文書は必ずあるはず」と主張していることからすると、本件請求は、国有地管理者である許可権者が不法占用者を放置することを日本国政府が容認したと認められる文書の開示を求める趣旨であると解される。

当審査会は、不法占用者が放置されているかどうかを判断するものではないが、国が砂防指定地の監視をしなくてもよいとか、不法占用者を放置してもよいなどと積極的に容認するとは考えられないため、本件請求に係る行政文書が存在しないとする本件処分は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 10	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
21. 11. 5	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
22. 3. 31	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 9. 29	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 10. 7	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 2. 27 (平成 25 年度第 11 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 4. 17 (平成 26 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 5. 29 (平成 26 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授